

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・
自立支援に関する計画〈改定版〉(最終案)

概要版

平成21年3月
府民生活部
健康福祉部

1 計画改定の趣旨

現計画（平成18～20年度）においては、DV防止集中啓発期間を設け、被害に気づき暴力を許さない環境づくりに努めるとともに、民間支援団体とも連携し、気づきから相談・保護、自立支援まで切れ目のない総合的な支援体制の整備を図ってきた。改定にあたっては、課題を整理し、現計画を基本に新たに地域の実情・課題に応じた市町村における支援体制の確立や若年者に対するDVの予防・啓発の推進を図り、DVを容認しない社会の更なる実現をめざすものである。

（計画期間：平成21年度～25年度）

2 策定の視点

- 暴力を許さない社会の実現
- 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施
- 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立
- 関係機関等との連携協力体制の推進

3 現状と課題等

（1）「配偶者等からの暴力に関する調査」の集計結果概要（平成20年7月実施）

▷ 配偶者等からの暴力に関する認識

8割以上の人人が「どんな理由があっても暴力はふるうべきではないと思う」と回答

▷ 被害経験

「身体的暴力」を受けた経験のある人は2割、「精神的暴力」を受けた経験のある人も2割以上

被害を受けた年齢は「20歳代」が5割、「30歳代」、「40歳代」と続く

被害経験女性のうち「別れようと思ったが、別れなかった」人が5割

▷ 子どもへの影響

子どものいる被害経験者のうち、「子どもが暴力の状況を見ていた」と回答した人の、3割以上が「大人の顔色をうかがうようになった」と回答

▷ 配偶者等からの暴力防止のために必要な取組

「家庭で、暴力を防止するための教育」が必要と回答した人が半数

（2）現状と課題

・DV防止法について、「法律があることは知っているが、内容は知らない」(50.5%)、「法律があることも、内容も知らない」(41.3%)と合わせて9割以上が「内容を知らない」と回答

・府が行っているDV防止に関する施策は、67.8%の人が「知っているものはない」と回答

（「配偶者等からの暴力に関する調査」より）

▷ 啓発パンフレット、相談窓口、一時保護や自立支援のための施策などに対する府民の認知度は低いため、より一層の啓発が課題

・ 恋人間におけるDV いわゆる「デートDV」が新たな課題

▷ 「携帯をチェックされる」、「友だちづきあいを制限される」など交際中のカップル間の暴力が新たな社会問題となっており、将来のDV予防のための教育・啓発等が課題

- ・ 身近な相談窓口の充実が求められているが、DV相談支援センターが京都市域にしかない
- ・ 被害者への支援施策として、「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所」と回答した割合が最も高い（「配偶者等からの暴力に関する調査」より）
- ・ DVや児童虐待など複合的に発生する事例や子どもへの深刻な影響など、総合的・専門的でかつ継続的なケアが必要

- ▷ 南北に細長い府の地理的特性及び専門相談の窓口や民間支援団体などの社会的資源の偏在等、被害者の安全確保や相談・保護・支援体制が課題
- ▷ 複合的な事例など、家庭問題として総合的・専門的な相談・支援体制の充実が課題

- ・ 被害者の安定した社会的自立にむけ、生活の確立と心身回復への効果的・継続的に支援する取組が弱い

- ▷ 被害者が社会的自立をし、安定した生活を得るために、就労支援などに加え、長期にわたる被害のために生じた健康被害や、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などに対して、回復状況に応じた支援を継続して行うシステムが必要

・ 複雑多様なDVは、行政だけの支援では限界

- ▷ 豊富なノウハウを持つ民間支援団体との協働が不可欠

4 重点施策 (★:新規・充実)

基本目標I DV被害に気づく環境づくり

►暴力に苦しむ被害者の相談に向けた情報提供

- ★ 被害者の身近に届くカード等の啓発媒体を活用した継続的な情報提供
 - ・ 啓発強化期間を設け、集中的な広報啓発の実施

►早期発見（通報）できる環境整備

- ・ 関係機関向けの実践的対応マニュアルの定着
- ★ DV相談支援センター等との連携強化などDV被害の早期発見及び二次的被害の防止（実践的対応マニュアルの定着、関係機関向け研修等）
 - ・ 被害者を理解し、孤立させない地域社会づくりの推進

基本目標II 暴力を許さない環境づくり

►様々な場での研修・啓発の強化

- ・ 家庭内の暴力を許さない地域づくり
- ・ 保育所、幼稚園、学校など、いのちと人権を大切にする心を育む取組の推進
- ★ 若年層に対するいわゆるデートDVに関する予防啓発の推進
 - （啓発リーフレットの作成、デートDV防止講座の開催）
- ★ 市町村に対するDV基本計画の策定の働きかけ

基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

▶相談体制の充実・強化

- ★ 南北に細長い地理的特性に配慮した専門相談体制の確立及び機能の強化
- ★ 婦人相談所と児童相談所の統合など、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる家庭支援総合センター（仮称）の整備
- ★ 専門研修及び実践マニュアルに基づく市町村等も含めた相談員の資質向上と二次的被害の防止
- ★ 市町村へのDV対策推進の働きかけ（相談窓口の設置、市町村における庁内関係課の連携強化等）
 - ・ 府、市町村、警察等の相談窓口との連携

▶緊急保護の充実

- ★ 一時保護受入体制の充実・強化
- ★ 市町村に対する緊急保護体制確保に向けた働きかけ
 - ・ 警察等との連携による安全対策の強化

▶同伴児童等への支援（DV家庭に育つ子どもたちへのケア）

- ★ 家庭支援総合センター（仮称）を整備し、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制の構築
- ★ 一時保護所退所後も継続した心のケアの実施
 - ・ 同伴児童等への就学等に関する柔軟な取扱い（保育所・幼稚園、小・中学校等との連携）
- ★ 府総合教育センターにおける電話や来所等による相談、学校におけるスクールカウンセラーを活用した相談等により、同伴児童等への心のケアの充実
- ★ 小学校への配置に加え、「スクールソーシャルワーカー」の役割を備えた社会福祉の専門家などを「まなびアドバイザー」として新たに中学校に配置し、福祉関係機関等と連携した組織的・継続的な支援

▶外国人、障害、高齢の被害者への支援の充実並びに男性被害者への対応

- ・ 外国人支援団体と連携した相談対応
- ・ 障害者、高齢者及び男性など、一時保護委託先の確保
- ・ 障害者・高齢者等福祉施設との連携による被害者等への継続的ケア

基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

▶支援策の充実・強化

- ★ 一時保護から母子生活支援施設への継続的な支援の充実
 - ・ 府営住宅優先入居等の充実と、市町村に対する優先入居等の働きかけ
 - ・ 被害者の同伴児童の就学等を確保するため保育所、学校等との連携強化

▶生活の確立と心身回復へのサポート

- ★ 被害者の社会的自立を身近な地域において継続的に支える人材の養成、配置
- ★ 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの強化
 - ・ グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実
 - ・ 単身被害者を含めた就業支援・職業訓練施策等の充実

▶関係機関の連携強化

- ★ 被害者ニーズの的確な把握と必要な支援策を円滑に提供できるきめ細かなネットワークの充実
 - ・ 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
 - ・ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携の推進

■ 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進

▶民間支援団体との連携・支援

- ★ 民間シェルターの一時保護機能の強化・充実
 - ・ 民間支援団体等の職員研修の実施

▶都道府県間の広域連携体制の確立

- ・ 近隣府県との協議の実施及び具体的な府県間のルールづくりについての国への提案・要望の実施

▶苦情処理体制の整備

- ・ 府の施策等についての関係部署における苦情処理担当の設置
- ・ 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村への働きかけ

■ 参考

1 検討委員会による検討経過

委員会	開催日	内 容
第1回	平成20年6月 6日	現状認識、課題の整理
第2回	7月 14日	関係団体、被害当事者との意見交換会
第3回	8月 8日	中間案骨子の検討
第4回	9月 2日	中間案の検討
第5回	11月 18日	同上
	平成20年12月18日～平成21年1月17日	パブリック・コメントの実施
第6回	平成21年1月 20日	最終案の検討

2 検討委員会メンバー

座 長 中村 正	立命館大学大学院応用人間科学研究科教授
副座長 桐野由美子	京都ノートルダム女子大学生活福祉文化学科教授
石神美智子	社会環境浄化京都ネットワーク理事長
井上摩耶子	ウイメンズカウンセリング京都代表
大島 麻子	京都弁護士会両性の平等に関する委員会委員
岡本カヨ子	NPO法人アウンジャ理事
芹澤 出	京都母子生活支援施設協議会会长(「野菊荘」施設長)
藤田 克寿	(社)京都府医師会理事
宮井久美子	(社)京都犯罪被害者支援センター事務局長
平井 潔子	京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課長
谷川 伸一	舞鶴市市民環境部人権啓発推進室啓発推進課長
西村 与一	久御山町教育委員会社会教育課長